

専決処分した事件の報告について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年5月20日

霧島市長 中重 真一



霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

#### 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

19 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア、イ及びウに該当すること。
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額が

あるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額 (法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額) の合計額が 1,000 万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

20 前項の場合における第 27 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 19 項及び第 20 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。